MONEY 安心の設計

出産・子育てで仕事休む時は……

健保・雇用保険から支援

出産後、職場に復帰して働き続ける人が増えてきた。出産や子育てに伴い仕事を休む場合は、健康保険や雇用保険の支援を受けられる。育児休業を取得する男性も徐々に増えている。休業の制度や利用できる給付金などを確認しておこう。(木引美穂)

＊毎週木曜日に掲載します。

お便りは、kurashi@yomiuri.com
ファクス03・3217・9919

■出産育児一時金

「出産や子育てに関する支援は複数あるので、妻も夫も、どんな制度を利用できるか確認しておきましょう」と、社会保険労務士の蓑田透さんは話す。

まず、出産前後は、出産予定日の6週間前から「産前休業」を取得できる。出産翌日から8週間は「産後休業」となり、原則として就業できない。

産前産後休業の間は給与が支払われない会社が多いが、勤務先の健康保険から、平均的な給与の3分の2が目安の「出産手当金」が支給される。会社から給与が支払われる場合、出産手当金の目安より少なければ、差額が手当金として支給される。給与が目安を上回る場合は支給されない。

健康保険や国民健康保険から基本的に子ども1人につき42万円が支給される「出産育児一時金」もある。手続きをしておけば、健康保険側から病院に直接支払われ、出産費用に充てることができる。妻が夫の扶養に入っている場合は、夫が加入する健康保険から「家族出産育児一時金」として同額が支給される。

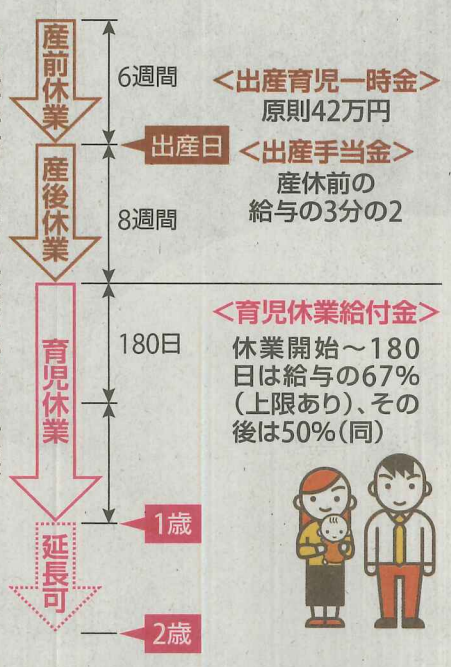

出産・子育てによる休業に対する支援

アドバイザー 蓑田透さん

みのだ・とおる　ライフメイツ社会保険労務士事務所代表。ファイナンシャルプランナー。IT業界に従事後、格差拡大や高齢化などで社会保障の必要性を感じ、社労士の資格を取得し開業。コロナ禍による各種助成金の相談、申請代行などにより、中小企業や個人を支援している。

■育児休業給付金

育児休業は、育児・介護休業法に基づき原則、1歳まで仕事を休める制度だ。2017年10月からは、保育園に入れなかった場合などには最長で2歳まで取得できるようになった。

育休中は、雇用保険から「育児休業給付金」を受け取れる。育休開始から180日は給与の67%、その後は50%が支給される。「毎月の給与の3分の2となると、少なく思えるかもしれませんが、家計の実感としては、手取り額の8割程度と考えてください」と蓑田さん。なぜなら、育休給付金は非課税のため、普段の給与から控除されている所得税と、翌年に納める住民税がかからない。さらに、産休・育休の間は、健康保険や厚生年金などの社会保険料も免除されるからだ。

ただし、育休給付金は、180日間は月額30万4314円、その後は同22万7100円が上限となる。

育休は取得前の2年間のうち、12か月以上雇用保険の被保険者になっていることが要件。その間に転職しても取得は可能だ。「転職直後に産休・育休を取得すると会社も困るでしょうから、事前に相談した方がいいでしょう」と蓑田さん。

契約社員など有期雇用の場合も、同じ会社で12か月以上被保険者であるなどの条件を満たせば、育休を取得できる。

復帰後に離職を予定している場合は給付金を申請できないので注意が必要だ。

■パパも育休を

「夫の育休取得を義務化すべきではないか」という提案も話題になっている。夫婦それぞれが育休を取る場合は「パパ・ママ育休プラス」という特例があり、夫婦合わせて1年2か月取得できる。夫婦交代で半年ずつ取得したり、夫婦が同時に取得して、協力して子育てしたりすることを想定している。

夫に限り、妻の産後休業中に一度育休を取り、その後、妻と交代で取得するなど2回取ることもできる。

蓑田さんは「出産関係の給付金の問い合わせ先は健康保険、育休給付金はハローワークと窓口が分かれています。会社の担当者が適切に対応してくれるでしょうが、専任の担当者がいない中小企業などの場合は、自分で制度について調べてから会社に相談するとスムーズです」と話す。

家計考える好機に

産前産後休業や育児休業の間、社会保険料が免除されていると、健康保険や将来の年金が心配だと思う人もいるかもしれない。

しかし、免除期間中も、健康保険の給付は受けられる。厚生年金も納付したものとして、加入期間や将来の年金額に反映される。

蓑田さんは「会社員だと、社会保険の手続きを会社が代行し、保険料は毎月の給与から差し引かれているため、実感が湧きにくいかもしれませんが、出産や育児は社会保障について学び、家計について考える好機でもあります。これをきっかけに、制度について会社に問い合わせたり、インターネットで調べたりして、知識を広げてみてください」と話す。

Q　年金を受け取りながら働くとどうなりますか？

A　老齢厚生年金を受け取っている人が働くと、年金が減額、または支給されなくなる場合があります。「在職老齢年金」という制度で、年金と賃金の合計額が基準額を上回ると減額

回ると減額

を超えると減額があります。いずれも、給与水準などで額が決まる「報酬比例部分」の範囲内で差し引かれます。

年金が月10万円で、月給は18万円、ボーナスを年に48万円もらう64歳の人の例で考えてみます。ボーナスは1か月当たり4万円なので、年金と賃金は計32万円。基準額(28万円)を超えた4万円の半額の2万円が引かれ、年金の支給額は月8万円になります。年金や賃金が高額だと別の計算式が用いら

先ほどの例で考えると、年金と賃金の合計(月32万円)が、新しい基準の枠内に収まるため、同じ条件でも22年度以降なら減額はされません。60歳代前半で年金が減額されにくくなり、働く時間を短く抑えていた人などの活躍の場

気になる値

6088円

全国の20～30歳代の女性が、美容サロン(美容室、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーションサロ

ューティーアカデミー」が、調査結果を発表した。

都道府県別にみると、最もお金をかけているのは愛知県で8055円。全国平均を約2000円上回った。利用額が最も少なかったのは秋田県で4383円

＊ 保険の見直し 詳しく解説

新型コロナウイルス感染症や自然災害などで保険の重要性が高まる一方、収入減で保険料の負担を減らしたい人もいるだろう。「1時間でわかる　やれば得する！　保険の見直し　100の鉄則」(竹下さくら著、技術評論社、1100円税抜き)は、自分に合った保険プラン作りの指南書だ。
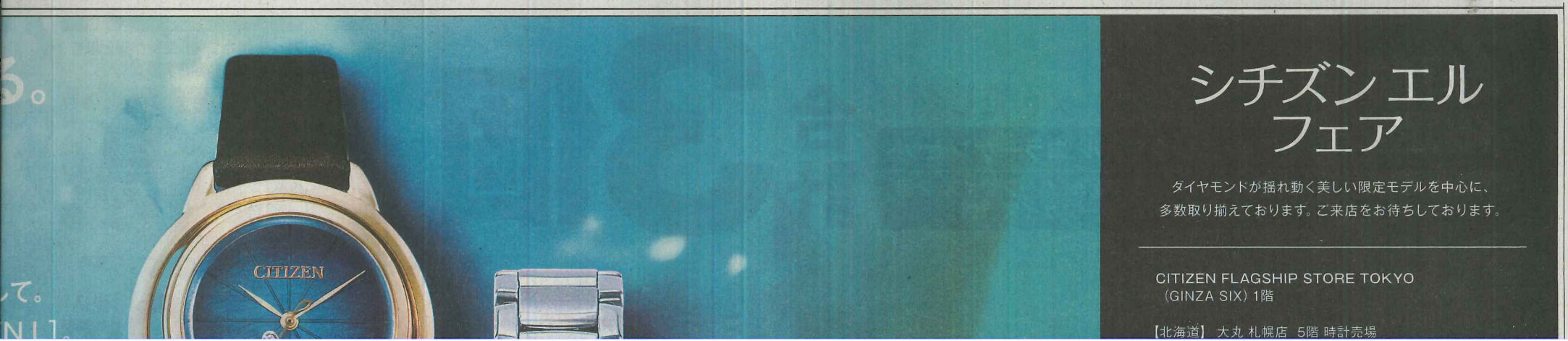
著者は、損害保険会社出身のファイナンシャルプランナー。第1章で「まとめ払いにするだけで保険料は安くなる」「健康なときに保険を見直すのが鉄則」といった基本的なポイントを解説。第2章以降で、保険の種類ごとに見直しのコツを詳述する。自転車保険や認知症保険など、話題の保険についても扱う。